

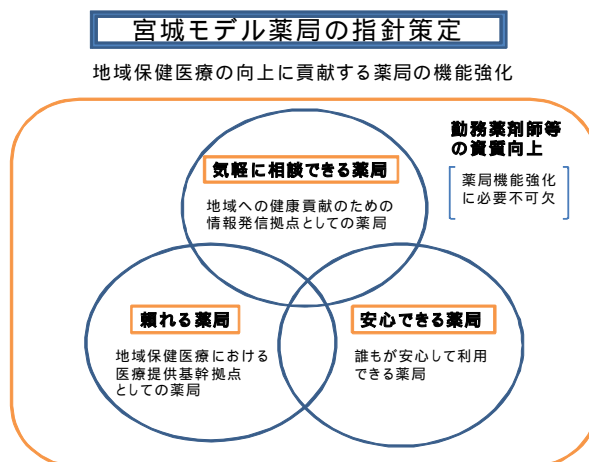
「宮城モデル薬局」の指針策定に向けたアンケート調査と結果の分析について

保健福祉部薬務課 長船達也

1 はじめに

平成 18 年度の医療法の一部改正により、薬局が医療提供施設と位置付けられ、地域保健医療の一翼を担う立場として、これまで以上にその機能強化が必要不可欠となった。

このような背景の下、薬務課では県内薬局の機能強化が急務と考え、県民に対する質の高い医療サービスの提供や薬と健康の情報を発信することで、地域保健医療の向上に貢献する薬局「宮城モデル薬局」の定着を促進するため、その第一段階として「宮城モデル薬局」の指針を策定することとした。同指針においては、薬局機能強化の柱として「気軽に相談できる薬局」「頼れる薬局」「安心できる薬局」「勤務薬剤師の資質向上」の 4 つをキーワードとして選定し、各柱を支えるための基準項目を設定するため、県内薬局の現状調査及び開設者・管理薬剤師等の意識調査を行った。



2 調査方法

1) 調査対象

県内薬局 300 施設を対象とした（アンケート案作成時の県内全薬局数 1120 施設）

2) 対象薬局の抽出

比例割当法による層化一段抽出法に基づき、薬務課、各保健所・支所の管轄区域ごとに薬局を層化し、各層の大きさに比例して標本数を割り当て、無作為に抽出した。

3) 調査時期

平成 20 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで

4) 調査内容

アンケート用紙に基づき、次の機能別チェック項目の取組み及び開設者・管理薬剤師等の意識について調査を行った。

「気軽に相談できる薬局」の機能

くすり教育等の啓発活動、生活習慣病予防対策等の保健指導、薬物乱用防止活動等を行っているか。

一般用医薬品の関連情報を収集し、顧客への適切な情報提供や選択の相談を通じてセルフメディケーション支援を行っているか。

保健機能食品や特別用途食品、健康食品に関する顧客への情報提供や相談に応じているか。

介護保険について、介護保険の利用方法、介護サービスをうけようとするときのその内容の相談に応じているか。

各種相談に対応できる体制（人員等）を整備しているか。

インスリン注射筒などの感染性廃棄物や不要となった医薬品等の医療廃棄物の処理に関する指導や相談に応じているか。

「頼れる薬局」の機能

備蓄医薬品数の充実や薬剤師会及び近隣薬局との連携による医薬品備蓄を推進し、迅速に調剤用医薬品が調達できる体制を整備しているか。

休日・夜間診療体制への参加・協力（輪番制等）により、休日・夜間における医薬品等の供給体制を整備しているか。

地域が整備する災害等緊急時の医薬品，衛生材料等の供給体制に参加しているか。

麻薬小売業者の免許を取得し，医療用麻薬の供給を行っているか。

高度管理医療機器販売業・賃貸業の許可を取得し，自己検査用血糖測定器等の供給を行っているか。

後発医薬品の選択に対応できる体制（備蓄・調達等）を整備しているか。

一包化調剤の実施に対応できる体制を整備しているか。

一般用医薬品の取扱いを充実させているか。

介護関連用品やカタログ等を取り扱っているか。

在宅医療を行う診療所や訪問看護ステーション等と連携した訪問服薬指導（訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導）を実施し，在宅医療に取り組んでいるか。

初回来局時の問診及び一般用医薬品を含めた薬剤服用履歴の管理の徹底やお薬手帳を積極的に活用しているか。

「安心できる薬局」の機能

調剤事故防止のため調剤監査を徹底するとともに，調剤事故発生時を想定した対応マニュアル及び苦情処理マニュアルを作成するなどの危機管理体制の整備を徹底しているか。

調剤前の手洗いや調剤従事者の健康管理，調剤機器の清掃など衛生管理マニュアルを作成し，それに従い清潔な調剤を行っているか。

医薬品の保管条件への留意や有効期間，使用期限の定期的な確認等品質管理を徹底しているか。

間仕切りなどで区画した相談コーナーを設置するなど，患者のプライバシーに配慮した構造にしているか。

スロープの設置による段差の解消や手すりの設置など，バリアフリーに配慮した構造にしているか。

公費負担医療に係わる処方せんを応需するため，各種指定を受けているか。

小児や老人の特性に応じた，服用方法や飲み忘れ防止等の指導を行っているか。

患者の求めに基づいて，調剤録，薬剤服用歴，レセプト等の情報開示を行っているか。

調剤報酬の説明，明細の提示・説明等会計の透明性を図っているか。

患者満足度の調査を実施し，ニーズの把握に努めているか。

「勤務薬剤師の資質向上」について

宮城県や薬剤師会が実施する各種研修への参加及び(財)日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師制度」等の各種認定薬剤師制度を積極的に活用しているか。

近隣医療機関等の医師，看護師，ヘルパー等を交えた会議や研修を実施し，連携化に努めているか。

介護サービス等の相談に対応すべく介護支援専門員（ケアマネージャー）の資格取得するよう努めているか。

薬局の安全管理指針や業務手順書に従い，薬局内の業務，薬事関連法規，医薬品最新の知見などについて頻度を決め教育訓練を実施し，その評価を行っているか。

3 調査結果

1) 回収状況

アンケート用紙を配布した 300 薬局中回収できたのは 224 薬局 74.7% であった。

各保健所管内の回収率は以下のとおり。

各管内	薬務課	仙南	石巻	塩釜	岩沼	黒川	大崎	栗原	登米	気仙沼	合計
配布薬局数	145	25	28	22	18	6	27	11	8	10	300
回収薬局数	103	19	20	16	16	5	23	8	5	9	224
回収率(%)	71.0	76.0	71.4	72.7	88.9	83.3	85.2	72.7	62.5	90.0	74.7

2) 各種解析結果

(1) 都市部別解析

仙台市内を都市部、仙南・塩釜・岩沼・大崎・石巻管内を中都市部、黒川・栗原・登米・気仙沼管内を郡部と便宜的に分類し、各チェック項目の実施に差があるかを統計的手法を用いて解析した。その結果、以下の項目について有意差が見られた。

「気軽に相談できる薬局」の機能：	セルフメディケーション支援
「頼れる薬局」の機能：	休日・夜間診療体制への参加 医療用麻薬の供給体制 一般用医薬品の取扱い 介護関連用品等の取扱い 在宅医療への取組み

(2) 開設者資格別解析

開設者（法人の場合は代表者）が医療関係の有資格者（薬剤師若しくはその他）かどうかにより、各チェック項目の実施に差があるかを統計的手法を用いて解析した。その結果、以下の項目について有意差が見られた。

「気軽に相談できる薬局」の機能：	くすり教育等の啓発活動 セルフメディケーション支援 介護保険等の相談 医薬品等の廃棄指導
「頼れる薬局」の機能：	災害等緊急時の医薬品等供給 高度管理医療機器の供給体制 一般用医薬品の取扱い 介護関連用品等の取扱い 在宅医療への取組み 薬剤服用履歴の管理徹底
「安心できる薬局」の機能：	患者満足度調査の実施
「勤務薬剤師の資質向上」：	近隣医療機関等との連携強化

(3) 勤務薬剤師数別解析

勤務薬剤師数について、便宜的に常勤薬剤師 1 人を 1、非常勤薬剤師（パート等）1 人を 0.5 とカウントしその総数により（1 < 2, 2 < 3, 3 で区分）、各チェック項目の実施に差があるかを統計的手法を用いて解析した。その結果、以下の項目について有意差が見られた。

「気軽に相談できる薬局」の機能：	各種相談に対応できる体制
「頼れる薬局」の機能：	医療用麻薬の供給体制 高度管理医療機器の供給体制 後発医薬品の選択への対応 一包化調剤への対応 薬剤服用履歴の管理徹底
「安心できる薬局」の機能：	危機管理体制の整備 プライバシーに配慮した構造 公費負担に係る各種指定の取得 レセプト等情報開示への対応 調剤報酬等の説明対応
「勤務薬剤師の資質向上」：	教育訓練の実施

(4) 系列店舗数別解析

系列店舗数の違いにより、各チェック項目の実施に差があるかを統計的手法を用いて解析した。その結果、以下の項目について有意差が見られた。

「気軽に相談できる薬局」の機能：	くすり教育等の啓発活動
「頼れる薬局」の機能：	医療用麻薬の供給体制 後発医薬品の選択への対応 一包化調剤への対応 一般用医薬品の取扱い 介護関連用品等の取扱い 薬剤服用履歴の管理徹底
「安心できる薬局」の機能：	危機管理体制の整備 衛生管理マニュアルの作成と実施 プライバシーに配慮した構造 レセプト等情報開示への対応 調剤報酬等の説明対応

(5) 意識と実施度合いの乖離

各チェック項目について、必要性だと感じている意識と実施度合いに差があるかを統計的手法を用いて解析した。その結果、以下の項目を除き、意識と実施度合いが乖離していた。

「頼れる薬局」の機能：	後発医薬品の選択への対応 一包化調剤への対応 薬剤服用履歴の管理徹底
「安心できる薬局」の機能：	品質管理の徹底 公費負担に係る各種指定の取得 飲み忘れ防止等の指導 調剤報酬等の説明対応

5. 考察

1) 都市部別解析

解析を行うまでは、圧倒的に都市部の薬局において、各種の取組み体制が充実しているも

のと考えていたが、セルフメディケーション支援や一般用医薬品、介護関連用品の取扱い及び休日・夜間診療体制への参加・協力について、郡部及び中都市部の薬局が都市部の薬局に比べ充実していることが分かった。これは、郡部や中都市部の薬局がより地域に密着しており、患者あるいは近隣医療機関等とのつながりが強いことによるのではないかと推察された。

2) 開設者資格別解析

「薬局業務運営ガイドライン（平成5年4月30日付け薬企第37号薬務局企画課長通知）」においては、開設者が非薬剤師の場合、医薬分業促進のための諸活動への参加が一般的に消極的であるため、薬局の地域保健医療への貢献を促すためには医療の担い手である薬剤師が開設者であることが望ましいとされている。

今回の解析では、啓発活動や各種相談への対応、一般用医薬品、介護関連用品の取扱い、在宅医療への取組み及び近隣医療機関等との連携など多くの項目について有意差が見られ、社会的使命に対する取組みの違いが明らかになり、まさにガイドラインで論じられたことを反映する結果となった。

なお、管理者（管理薬剤師）においても薬事法第8条に薬局の管理監督義務が規定されているため、業務改善について開設者に対し必要な意見を述べなければならない。したがって、開設者が非薬剤師の場合には、特に両者間の風通しを良くし、管理者が意見を言える環境をつくることが何より重要であると考えた。

3) 勤務薬剤師数別解析

薬局の必要薬剤師数は、「薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令」に規定されており、一日平均処方せん数が40枚ごとに1人（常勤換算）となっている。

しかし、処方せん応需枚数の少ない薬局であっても、一包化調剤の実施や麻薬小売業の許可、公費負担医療の各種指定を受け患者ニーズに対応するためには、最低限常勤換算で2人、望ましくは3人以上の薬剤師が必要であり、また、調剤事故対応マニュアルの作成とその取組みや業務手順書に基づく教育訓練を実施し業務の質を向上させるためには、常勤換算で3人以上の薬剤師を確保する必要があると考えた。

4) 系列店舗数別解析

一包化調剤の実施や薬歴管理の徹底、調剤事故対応マニュアル及び衛生管理マニュアルの作成とその取組みについては、系列店舗を有している薬局がより充実していることが分かった。これは、機材や管理システムの導入等の設備投資や体系だった各種マニュアルの作成などチェーン展開を行う薬局の優位性を反映したものであることが伺える。

一方、くすり教育等の啓発活動や一般用医薬品、介護関連用品の取扱いについては、むしろ系列店舗のない薬局がより行き届いていることが分かった。

5) 意識と実施度合いの乖離

今回の調査では、一部の項目を除いて必要だと感じている意識と実施度合いの乖離が目立つ結果となった。これらの項目については、薬局の自主性に任せるのではなく、いかに積極的に取組ませていくのか、その動機付けが必要であると考えた。

6. まとめ

薬局が医療提供施設と位置付けられたことより、地域保健医療の担い手となることが期待されている。このことから、本県における薬局の機能強化を行うべく、モデル薬局の指針策定に向けた基準項目の設定に当たり、薬局の現状等についてアンケート調査を実施した。

モデル薬局となるためには、アンケートに挙げたすべてのチェック項目を満たすことがベストではあるが、チェーン展開を行う薬局と個人経営の薬局では、やはり資本力の違いにより、設備あるいは人的投資面に格差が生じてしまうことは否めない。

今回のアンケート調査結果の解析を進めていくうちに、地域性や系列店舗数等の違いで、それぞれの強みと弱みは何であるかを把握することができた。各薬局においては、それぞれの特性を生かし、特定の機能をレベルアップさせるのも一つの手法であると考えた。

行政としては、患者側だけでなく薬局側のメリット、つまり動機付けが必要となるであろうことから、指針の策定にとどまらず、県独自のモデル薬局認定制度を創設し、認定証の交付やホームページでの公表等を行うなど、薬局機能強化のための施策を検討していきたい。